# 小海中学校いじめ防止基本計画

### 1 基本方針

全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう学校の内外を 問わず、いじめが行われなくなるよう以下の項目に重点を置く。

①いじめ防止の具体的な取り組み (開発的・予防的)

②早期発見・早期対応の具体(早期発見・問題解決)

③教育相談体制・生徒指導体制の確立(組織作り)

④教員の資質向上に資する校内研修の充実

⑤チェックリストの作成・実施

⑥学校基本方針の評価(情報共有・再発防止)

# 2 組織

いじめ対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・

学年主任・該当生徒担任・養護教諭・教育相談コーディネーター

(相談・連携)

組合教育委員会・佐久児童相談所・小海町 交番・佐久警察署・町村保健師・カウンセ

(報告・相談)

PTA役員・該当学級会長・学校評議員会

# 3 基本方針の具体

ラー・

(1) いじめ防止の具体的な取り組み・・・開発的・予防的

生徒へ直接かかわる取組内容		保護者との連携や依頼内容			
	○個々の価値観等の理解(道徳・学級活動等)	○自他・公私のものを区別し、大切に扱う心の育成			
いじめの	○道徳教育の充実(人権教育・情報モラル)	○携帯電話・インターネット・ゲーム・SNS等の			
未然防止	○正しい判断力の育成(道徳・特活等)	約束づくり			
	○奉仕的体験活動への積極的取り組み(特活	○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成			
	等)	○地域での様々な体験活動への参加			
教科担任・部活動顧問・学年職員等による					
すぐに学級担任に集約					
学年主任へ報告→学年会等で生徒の情報 情報の整理・事実確認・生徒の観察や声がけなどの支援					
	いじめ対策委員会へ報告→指導の方向決め出し(生徒への関わり方や観察についての確認)				
被害生徒からの聞き取り・加害生徒への個別					
生徒指導主事が情報の集約と累積→教頭へ報告					
校長の指導					

# (2) 早期発見・早期対応の具体・・・早期発見・問題解決

			生徒へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
			○集団から離れて一人でいる生徒への声かけ	○日常的・積極的な子どもとの会話	
いじめの		)	○個別面談や生活アンケートによる情報収集	○服装の乱れや汚れ、けがのチェック	
	早期発見		○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際	○子どもの持ち物の紛失や増加に注意	
			の即時対応と原因追究		
			○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子ども	
	暴	被	神的な被害の的確な把握・迅速な初期対応	Ø	
	力		○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行	話を良く聞くことでの事実や心情の把握	
٧١	を	害	うなど被害が継続しない体制づくり	○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力	
	伴		○いじめの原因や背景の調査による根本的解決		
	う		○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」とい	○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理	
じ	\ \	加	う毅然とした態度でいじめを阻止	解	
	じ	害	○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと	
	め		○関係機関(警察・児童相談所等)との連携	○被害生徒・保護者への適切な対応 (謝罪等)	
め	力		○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子ども	
	を	被	害の的確な把握・迅速な初期対応	の話を良く聞くことでの事実や心情の把握	
	伴		○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行	○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力	
0	わ	害	うなど被害が継続しない体制づくり		
	な		○いじめの原因や背景の調査による根本的解決		
	\ \		○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」とい	○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理	
早	\ \	加	う毅然とした態度でいじめを阻止	解	
	じ 害 ○いじ		○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと	
	め		○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携	○被害生徒・保護者への適切な対応 (謝罪等)	
期			○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子ども	
	行為	被	る」ことの約束	Ø	
	(ネ が		○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的	話を良く聞くことでの事実や心情の把握	
対	対  ゚゚゚゙ わ   害		確な把握、迅速な対応	○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力	
	示 り		○いじめの原因や背景の調査による根本的解決		
	への書き込み等)		○SNSへの書き込みの内容の確認と支援		
応	き込み		○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」と	○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理	
	等じ	加	いう毅然とした態度でいじめを阻止	角军	
	め	害	○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと	
			○関係機関(警察・カウンセラー等)との連携		
			○傍観することがいじめに加担することと同じで	○いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校や	
	直接關	<b></b>	あること、いじめられた生徒の苦しさの理解	保護者へ通告できるように指導	
	がない生		○言いなりにならず、自分の意志で行動すること	○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない	
	徒		の大切さの指導	強い意志を育成	

# 家庭や地域との連携

1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1		
	○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできるような呼びかけ (PTA講演会の実施等)	
各家庭(PTA) ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけないときにははっきりと叱ることの実		
での取組	びかけ	
	○父親の子育てへの積極的参加の呼びかけ	
地域での取組	地域での取組 ○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼	
	○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡	

- (3) 教育相談体制・生徒指導体制の確立
- ①教育相談体制
  - ア 生徒がいつ、どの職員とも(相談・悩み・雑談の内容は問わず)話しかけられるということを常に呼びかける。→情報収集方法として
  - イ 保健室は、生徒にとって心を許して話ができる唯一の場としてとらえ「保健室利用のルール」 を再度確認・徹底する中で、生徒の悩みや不安を拾い上げ職員の共通理解につなげる。
  - ウ 相談を受けた職員→担任へ報告→学年会で共通認識→生徒指導係は生徒指導小委員会で報告 →生徒指導係(または生徒指導主事)は教務会で報告→重大性がある場合は校内いじめ対策委 員会開催
- ②生徒指導体制

ア 生徒指導委員会を中心に学年対応→全校体制→関係機関と連携 という対応の流れで進める。

(4) 教員の資質向上に資する校内研修の充実

# いじめの定義【いじめ防止対策推進法より】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。
- ②教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修、カウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。
  - ex)カウンセリング・マインド研修

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした 研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

- ③「頼れる先生」「職員の統一性のある指導」「褒める・叱るのメリハリある指導」「生徒・保護者・同僚をバカにしない」等を念頭に置き、様々なタイプの人間とかかわることで指導力を高める。様々なタイプの人間とかかわり、考え方や生き方を学ぶことが教師の資質を高める近道である。
- (5) チェックリストの作成・実施
- ①アンケートの作成→教育相談係・生徒会本部(生徒会顧問)
- ②職員のチェックリストの作成・配付→生徒指導主事・全職員
- (6) 学校基本方針の評価・・・情報共有・再発防止
- ①学校の責務
  - 1) 取り組みの総括・評価
    - ア) いじめ対策委員会(または職員会)において、対応中や解決時に対応方法・推進方法に ついて確認・評価し、次の段階に進めていく。
    - イ)いじめ対策委員会は、解決時は必ず職員会で報告し、確認とともに意見を聞く。
      - ※発生時の報告とともに、対応策などの道筋を示し、先生方の意見を聞きながら対応していく。その結果、今回の取り組みについての総括・評価を職員から聞く。
  - 2) いじめ防止教育の再認識
    - ア)総括・評価を参考にし、日常活動(授業を含む)での指導方法を再構築する。
  - 3) 事後処理
    - ア) 関係機関への報告と事後の協力依頼(組合教育委員会・警察署・児相・学校評議員会・ PTAなど)

### ②生徒指導

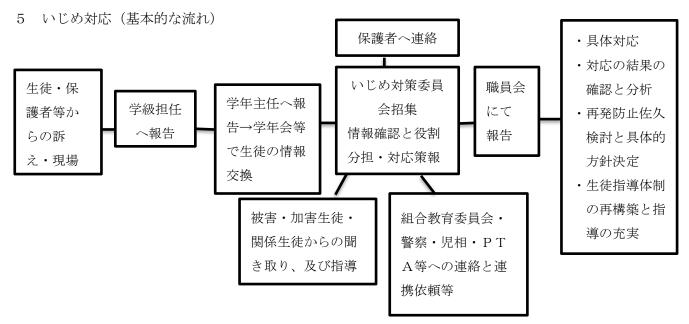
- 1)被害者・加害者への継続支援
  - ア) 心の支援の継続。被害者優先の指導を。 重大性により、加害生徒は別室指導または自宅指導を考える。また、警察・児相の協力を 得る場合も考えられる。
  - イ)担任・教科担任・養護教諭を中心に支援体制をとる(被害生徒)。 担任・学年職員・生徒指導主事を中心に支援体制をとる(加害生徒)
- 2) 全校の取り組みの決定・実施
  - ア) 具体的内容は、いじめ対策委員会にて話し合い、職員・生徒共通理解のもと実施に移す。
- 3) 全校生徒対象の再発防止の実施
  - ア) いじめ防止意識の高揚、集団づくり等について、校長講話・生徒集会で確認する。
  - イ) 生徒会本部と連携して呼びかけを行う。

# ③保護者等との連携

- 1) 保護者・PTA・組合教育委員会との連携
  - ア)被害・加害生徒の保護者のみならず学級役員やPTA役員の協力を得ながら被害・加害生徒の保護者への対応を行う。
  - イ)組合教育委員会にもかかわりをもってもらい、アドバイザーとして参加してもらう。
- 2) 二次的問題の解決(生徒の対人関係の困難さや学習困難が考えられる場合、根底に家庭環境の問題が考えられる場合、学校への不信感が見受けられる家庭の場合)
  - ア)組合教育委員会や専門家の協力を得ながら、生徒・保護者にあたる。

## 4 全体計画案

	1 学期	2学期	3 学期
①いじめ防止の具 体的な取り組み		○人権教育旬間 ○教育相談旬間 ○校長講話	<ul><li>○学校生活アンケート (SNS含む)</li><li>○係反省と課題のまとめ</li></ul>
	O #/ + Leak 6-88	○相談ポスト ○学校生活アンケート ○アセス検査	
②早期発見・早期 対応の具体	<ul><li>○各種アンケートの分析</li><li>○教担者会実施(3年)</li><li>○早期発見に向け、職員 チェックリストの作成</li><li>○職員チェックリストの 確認(職員会)</li><li>○情報収集(民生・評議 員等)</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	<ul><li>○各種アンケートの分析</li><li>○教担者会実施(2・1年)</li><li>○情報収集(評議員等)</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	<ul><li>○各種アンケートの分析</li><li>○情報収集(評議員等)</li><li>○校内いじめ対策委員会</li></ul>
③教育相談体制・ 生徒指導体制の 確立	<ul><li>○教育相談旬間</li><li>○自学自習サポーター制度の活用</li></ul>	<ul><li>○教育相談旬間</li><li>○自学自習サポーター制度の活用</li></ul>	○自学自習サポーター制 度の活用
<ul><li>④教員の資質向上 に資する校内研 修の充実</li></ul>	<ul><li>○教師用チェック表と生徒用アンケートからの分析 検討会(学年会・職員会)</li><li>○資料提供(生徒指導係)</li><li>○研修</li></ul>		
⑤学校基本方針の 評価	○学級経営案発表 ○学校評議員会報告	○学校評議員会報告	<ul><li>○学級経営案振り返り</li><li>(職員会)</li><li>○学校評議員会報告</li></ul>



#### 6 いじめ防止等に関する措置

○「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイントとして、生徒 指導委員会が中心となり校内での周知徹底をはかる。

#### (1) いじめ防止

- 1)生徒に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 2)集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 3) 教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

#### (2)早期発見

- 1) 些細な兆候から、いじめを積極的に認知する。
- 2) 生徒の見守りや信頼関係の構築につとめる。
- 3) 定期的なアンケート調査や教育相談を行う。

# (3) いじめに対する措置

- 1) いじめの発見・通報を受けたら組織的に対応する。
- 2)被害生徒を守り通す。
- 3) 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行う。
- 4)教職員の共通理解・保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

### 7 重大事態への対処

#### I (調査)

重大事態の判断基準として

- □生徒が自殺をほのめかした場合
- □身体に重大な被害を被った場合
- □金品等に重大な被害を被った場合
- □精神性の疾患を発症した場合
- □年間30日に達する欠席が続くと考えられる場合
- □生徒や保護者から、いじめられて「重大事態」に至ったという申し立てがあった場合

# Ⅱ (情報提供)

調査結果の提供(義務づけられている)についての留意点

- (1) 適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。
- (2) 他の生徒のプライバシー保護につとめる。
- (3) 個人情報保護を盾に説明を怠ってはならない。
- (4) 調査実施前に生徒またはその保護者に調査結果を提供する場合があることを説明する。

# 把握すべき情報

○誰が誰をいじめているのか?・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確

### 認】

- ○いつ、どこで起こったのか?・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- ○どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか?・・・【内容】
- ○いじめのきっかけは何か?・・・・・・・・【背景と要因】

# 要注意

生徒の個人 情報は、そ の取り扱い に十分注意 すること

# 【関係機関連絡先】

関係機関	電 話 番 号	
組合教育委員会	92-2391	
北相木村教育委員会	77-2111	
南相木村教育委員会	78-2433	
小海町町民課保健係 (保健師)	92-2525 (内線 151)	
北相木村住民福祉課 (保健師)	77-2111	
南相木村住民課(保健師)	78-2121	
佐久児童相談所	67-3437	
小海町交番	92-2057	
佐久警察署生活安全課スクールサポー	63-0110 (内線266)	
ター		
佐久保健福祉事務所思春期精神保健相	63-3164	
談		